

議案第 20 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 22 年度狭山市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 23 年 5 月 10 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年度狭山市老人保健特別会計補正予算（第2号）

補正予算別紙のとおり

平成23年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成22年度狭山市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度狭山市老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		1,163	100	1,263
	1 支払基金交付金	1,163	100	1,263
6 諸 収 入		4	1,500	1,504
	2 雑 入	3	1,500	1,503
歳 入 合 計		27,500	1,600	29,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医療諸費		11,545	11,300	245
	1 医療諸費	11,545	11,300	245
3 諸支出金		15,495	13,200	28,695
	2 繰出金	15,492	13,200	28,692
4 予備費		300	300	0
	1 予備費	300	300	0
歳 出 合 計		27,500	1,600	29,100